

第12回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時：平成27年12月24日（木）15：58～17：52
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：窪田座長，阿部委員，石井委員，磯谷委員，大橋委員，神部委員，木村（敦）委員，木村（三）委員，篠原委員，山崎民事第一課長，北村戸籍企画官，渡辺（諭）局付，杉谷法務専門官，株式会社日立製作所
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った。引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料12「1 システムワーキンググループでの議論について」】

- マイナンバーと戸籍個人番号を比較すると，マイナンバーの方は全国で一律となっているのに対して，戸籍個人番号は，市区町村が戸籍事務を管掌していることに引きずられて市区町村ごとの番号になっている。この戸籍個人番号を全国で統一するかどうかという点に関しては，全国一律の番号としては既にマイナンバーがあるのに，戸籍でまた別の番号を付けることが問題となることはないか。
 - ・ 戸籍があっても住民票がない人にはマイナンバーが付番されないので，マイナンバーの付番の際に海外に行っているような人や，日本にいても届出をしていないなどの理由で住民票がない人の場合，戸籍個人番号がついていてもマイナンバーがついていないということになる。
 - ・ 戸籍がマイナンバーに対応するまではそれで良いのかもしれないが，戸籍がマイナンバーに対応するために，何か統一的な番号が必要となるということであれば，マイナンバーと戸籍独自の番号と二本立てで番号を管理していくべきか，逆に，戸籍がある人には，住民票がなくてもマイナンバーが付番される制度に変えてもらうべきかを考える必要があるのではないか。
- 届書類を電子化した場合に，紙媒体の届書類の保存期間をどうすべきかに関しては，届書類にどのような用途があるかということと併せて検討する必要がある。届書類は戸籍の再製資料として使われる以外に，訴訟などで届書の筆跡を確認するためなどに使われることがある。戸籍副本データ管理システムの運用開始以降，これまで27年間とされていた届書類の保存期間が5年間に短縮されつつあるが，例えば，5年で届書類が廃棄されたことにより，訴訟で困ったような事案はあるか。
 - ・ 届書類の廃棄により，何か具体的に訴訟に支障が生じたかどうかは承知していないが，保存期間を短縮するとどのような影響が生じるかということについては，別途の検討が必要なのではないか。
- 文字の統一がシステム面での課題となるというのは，戸籍事務内での市区町村間の連携の場面の話であって，中間サーバーを経由するなどした他省庁とのやりとりでは問題にならないということで良いか。
 - ・ それは，マイナンバーで他省庁と連携する場合にどのような情報を提供するのかということに関わる問題である。文字の情報を提供しなければならないということであれば，連携先の省庁でも同じ字形で見られる形式でないといけないと思うが，現状のマイナンバー制度ではまだ，文字等で直接連携がされている例などがなく，そのようなデータが中間サーバーに置かれていないため，問題になっていないよう

である。戸籍の場合には、中間サーバーにデータとして何を置くかという検討の中で文字の情報を置くこととなれば、文字の統一の問題をどのように扱うのかというのが非常に難しい問題になってくると思われる。

- 戸籍に記録することができない誤字が記録されている改製不適合戸籍についてシステムで情報連携するための方策の一つとして、システム上の文字を一定の範囲で統一する一方で、証明書に出力する文字は本人の希望に応じた字形で表示することが考えられる。
 - ・ システムで連携するためには、文字を統一せざるを得ないという必要性は理解できるが、証明書に出力される文字とシステム処理に用いる文字を置き換えるという方法は、個人のアイデンティティにも関わる部分があるので、制度上、きちんと説明しておく必要があるのではないか。
 - ・ 証明書上の文字とシステム内部の処理で使う文字を置き換えるという方策については、現に、個人番号カードの券面に印刷される名前の処理に用いられているはずであるから、今後の文字の取扱いに関する検討における先例として参考になるのではないか。
- 文字の問題は戸籍実務の現場では非常に苦慮している現状にある。例えば、証明書に表示される文字については、異なる戸籍情報システムを使用している市区町村に転籍したり、システムのリプレイスによってWindowsのバージョンが変わったりすることで字形が変わってしまうことがある。文字の問題は本当に細やかに対応しなければならないので、市区町村によっては、専用の文字ソフトを使ってそういった事象を起こさないよう配慮している市区町村もあるほどである。

【資料12「2 戸籍の届出に関する論点について」】

- 現行の届出地の規律については、規律そのものが紙戸籍の処理を前提として規定されたものもあることから、個別には、改善するとより良くなるものもあるように思われるが、今でも、戸籍事務処理の観点から必要性が残っている規律もあるのではないか。資料に掲げられている届出の中では、死亡届については届出地の制限をより緩和することでのメリットはあると考えられる。
- 届書類の保存の在り方については、電子データとして持つのであれば、訴訟等の証拠として使う場面でも、戸籍の記載の正確性を確認するために使う場面でも、画像データで持つておかないと意味がないと思われるので、電子データの持ち方としては画像データが望ましい。画像データになっていれば、それに基づく写しを証明書として取得することも可能となり、届書類の原本を保存しておく必要性も変わってくるのではないか。
 - ・ テキストデータで保存する場合には、入力ミスなどの問題も出てくるので、紙の届書類の保存期間を短くすることもできなくなるので、画像データとするのが合理的である。
 - ・ 画像データとして保存することとするに当たっては、データ量や、今後の運用におけるコストの問題についても併せて検討する必要がある。また、紙の届書類を画像データにする際に、全てスキャンすることとなれば、その作業量も考慮しなければ

ばならないので、それらも踏まえて検討していく必要がある。

- 市区町村では、外国人に関する届出などの戸籍に記載を要しない届書類については、スキャンしたイメージデータに基づき、証明書を交付している例がある。その処理における経験からすると、届書類のスキャンにおける業務量はかなりのものになるという気がする。その一方で、現在、本籍人分の届書類を毎月管轄法務局に送付している事務が不要となると思われるので、市区町村における送付に係る作業や送付における事故の軽減にもつながると思われる。

以 上